

不利益処分の処分基準

| | |
|------------------|--|
| 部 課 室 等 名 | 都市整備部 公園緑地課 企画担当 |
| 不利益処分名 | 緑の相談所の利用承諾の取消し等 |
| 根 拠 法 令 | とくしま植物園緑の相談所条例 |
| 根 拠 条 項 | 第10条第1項 |
| 連 絡 先 | (電話 621-5295) |
| 処 分 基 準 | <p>(利用承諾の取消し等)</p> <p>第10条 利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) 第5条各号の一に該当する理由が生じたとき。</p> <p>(2) 利用の承諾に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により利用の承諾を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 【略】</p> |
| | <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 緑の相談所の施設及び付属設備並びに展示資料等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 第2条に規定する事業の実施に支障があると認められるとき。</p> <p>(4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> |
| | <p>(事業)</p> <p>第2条 とくしま植物園緑の相談所(以下「緑の相談所」という。)は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 緑化に関する情報及び資料の提供に関すること。</p> <p>(2) 緑化に関する相談に関すること。</p> <p>(3) 緑化に関する講習会及び催物の開催に関すること。</p> <p>(4) 緑化技術に関する調査、研究及び指導に関すること。</p> <p>(5) その他前条の設置目的を達成するために必要な事業</p> |
| 参 考 事 項 | |
| 設定等年月日 | 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |